平成２２年（フ）第４６号
北海道赤平市平岸新光町８丁目14番地
債務者　八木橋正成
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
北海道赤平市平岸新光町８丁目14番地
債務者　八木橋淳子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道滝川市泉町２丁目11番16号
債務者　工藤ユカリ
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
北海道砂川市空知太西５条７丁目３番36―24号
債務者　三上　孝之
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
北海道赤平市美園町５丁目２番地１
債務者　若井　孝和
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
北海道樺戸郡新十津川町字中央341番地15
債務者　黒澤　安男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
北海道歌志内市字歌神43番地１
債務者　野口　　寿
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
北海道北見市公園町105番地
債務者　横田かよ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目104番地の３
債務者　細川　祐美（旧姓古渡）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
青森県上北郡おいらせ町三本木125番地１
奥入瀬西団地Ｏ―４
債務者　斎藤美香子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３８号
青森県十和田市大字洞内字樋口78番地1040
債務者　小笠原吉男
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３９号
青森県十和田市大字洞内字樋口78番地1040
債務者　小笠原志津子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第４４号
青森県十和田市大字大沢田字牛鍵８番地２
債務者　山端　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１８５号
盛岡市玉山区好摩字夏間木108番地９
債務者　髙田　一明
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８０号
盛岡市加賀野３丁目２番10号　メゾン加賀野101号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字妻の神147番地12
債務者　日野澤　悟
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５号
山形県酒田市山居町１丁目４番32号
債務者　信田　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２９号
山形県酒田市北千日町11番26号
債務者　高橋恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所酒田支部